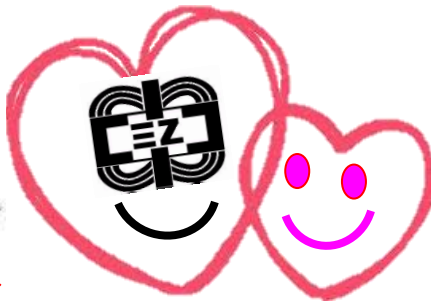


令和6年度

いじめ防止基本方針



令和6年度 江津市立江津中学校いじめ防止基本方針

江津市立江津中学校

〇はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重され、「いじめを絶対に許さない」学校づくりを推進することを目的に、校区内地域・家庭その他関係者・関係機関との連携、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処のための方策を総合的かつ効果的に推進するため、国の基本方針に基づき、「江津市立江津中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

① 基本理念

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。その第一歩として、生徒の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係・支持的な学校風土を作ることが大切であると考えている。

② いじめを許さない生徒の育成

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

③ 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に、早期発見については、生徒の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

いじめ防止対策推進法を遵守するとともに、「いじめを許さない学校づくり」を宣言する。その中で、いじめ問題を学校の全教育活動との関わりにおいてとらえ、継続的な取組や指導により、いじめを生むことのない自己指導能力を身につけた生徒、そして爽やかで、凜とした自治的活動が行える集団づくりを進める。

〇いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめに向かわない態度・能力の育成

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成していくために、道徳教育や人権・同和教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していくことのできる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② 支え合い高め合う学習集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていく。また、安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人一人が活躍できる学習集団づくりを進めていく。そうすることで、自己有用感や自己肯定感を育む。

集団づくりにおいてはQ-U等を活用し、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて取り組むようにする。

③ 情報モラル教育の実践

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等、ネット環境は日進月歩で、一つ一つに対応していくことは不可能である。また、大人の目に触れにくいという特性もあり、関連事業者の協力を求め、専門的なアドバイスを受けつつ、情報を扱う上での基本的なモラルを生徒に身につけさせる。また、PTA研修会等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

特に、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のネット環境を通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネット環境を媒体に行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。具体的には、外部講師を招いた情報モラル研修を、生徒対象、保護者対象等幅広く計画的・継続的に実施する。

特に、PTAの協力により、校区内小学校と連携した「ネット利用の家庭内の約束」を設定し、家庭への啓発を進めていく。

2 いじめの早期発見の在り方

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 多様な相談機会の設定

学期ごとに行うアンケートや教育相談、市が実施している定期的な「心の相談箱」を活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、連絡ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、多面的に生徒をとらえる。

③ 保護者からの相談・訴え、地域からの情報

日頃から、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域住民等から通学時や地域の行事での様子を寄せてもらえるような体制づくりを工夫する。

保護者や地域住民等からいじめの訴えや相談があった場合は、どんな些細なことでも真摯に受け止め、すみやかに教職員相互で情報を共有化する。

生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、生徒に対して地域の行事への積極的な参加を促す。保護者に対しては、日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡ノートや「チェックカード」等を通して連絡しておく。

④ 地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校、PTA、地域の関係団体等が集まる場においていじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

3 いじめの早期対応の在り方

① いじめを受けた側に立ったすばやい対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校のいじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。そして、本委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行うとともに、校長が教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害生徒の保護者に連絡し対応する。

いじめを受けた生徒又はその保護者への支援、いじめた生徒への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れそれぞれに必要な支援を行う。

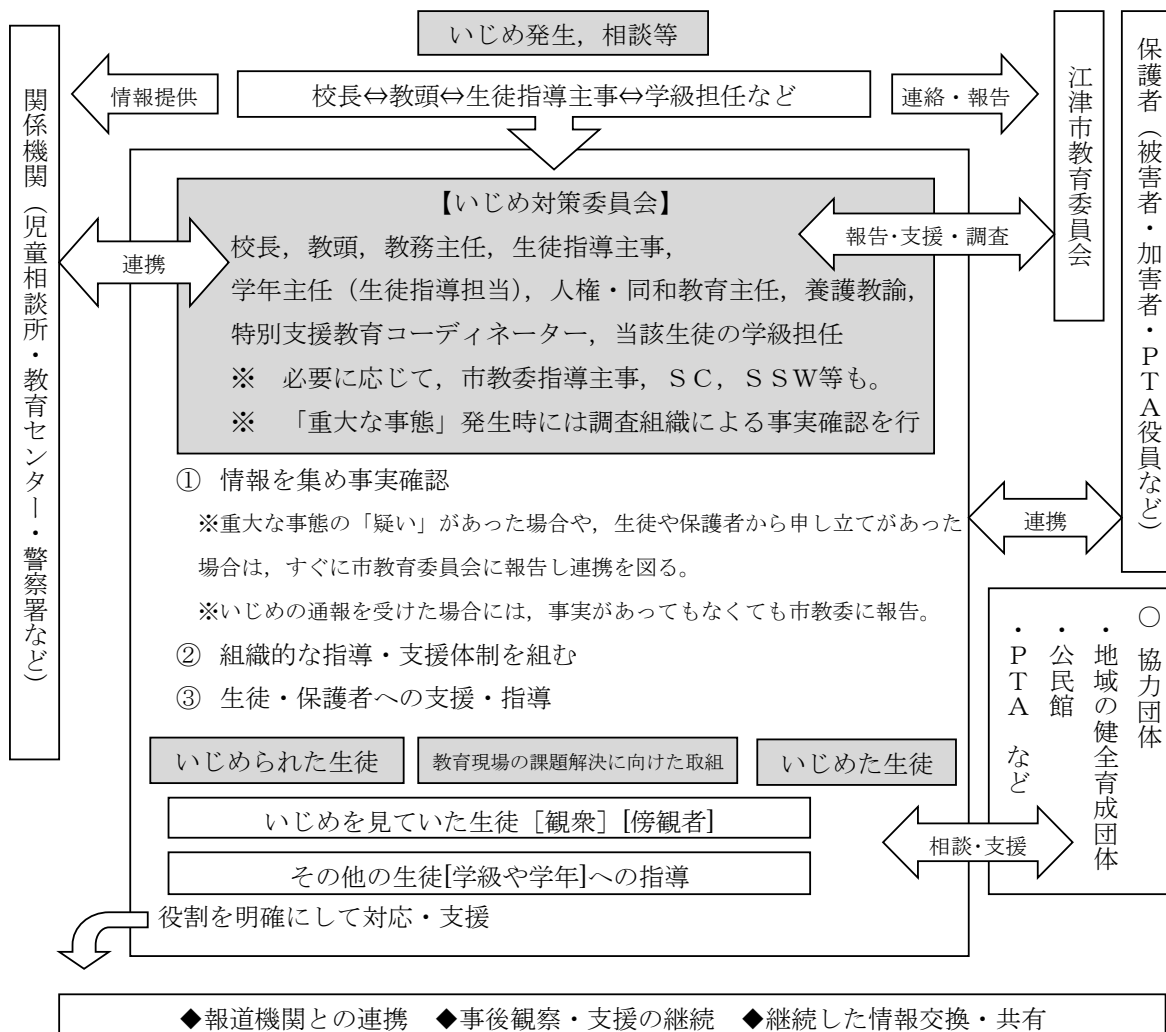
対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段階	留意点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな報告(情報伝達) ○教育委員会への報告
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解 ○関係者・関係機関対応
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因把握 ○保護者対応 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和 ○関係機関との連携
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

③ インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめ発生時、いじめについての相談があった場合の対応の手順



4 重大な事態への対応

国の基本方針に基づき、「重大な事態」と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。その後、教育委員会の指示のもと調査委員会を設置し、調査を行う。その際、いじめられている生徒を守るために、関係機関との連携を図る。（必要に応じ、警察署に相談して対処する。）

5 校内体制の確立

(1) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、人権・同和教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで構成し、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

いじめの相談があった場合には、当該生徒の担任や、必要に応じて教育委員会の指導主事やスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報取り扱いを考慮しながら、教職員及び江津市教育委員会が共有するようにする。

6 校内研修の充実

(1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、また、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年度当初に「いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) 各種資料の活用

国立教育政策研究所や島根県教育委員会が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

7 「いじめ防止基本方針」の評価

(1) PDCAサイクルによる見直し

いじめ防止対策推進法第22条に基づいて設置した「いじめ対策委員会」を中心に、学校の実情に即してきちんと機能しているかPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 学校評価での評価

学校評価においては、年度毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

○年間の取組計画

- 4月 いじめ防止基本方針の周知と対応の確認
「ネット利用の家庭内の約束」設定依頼(PTA総会)と確認(～5月中旬)
- 5月 人権・同和教育研修(校内研修) 保護者への周知(HP掲載)
第1回Q-Uの実施
- 6月 第1回人権アンケートの実施(市事業) 教育相談の実施
- 7月 Q-Uを活用した生徒理解と集団理解(校内研修) 学校評価(いじめ防止基本方針の評価)
- 8月 いじめについての校内研修(チェックリストによる見直し) Q-Uの分析, 具体的な方策
人権・同和教育研修会
- 10月 特別支援教育研修会(校内研修)
- 11月 第2回Q-Uの実施 教育相談の実施
情報モラル研修会(全生徒及び校区内小学校6年生対象・PTA教育講演会)
- 12月 人権週間に向けての取組 Q-Uの分析 取組の振り返りと見直し
- 1月 第2回人権アンケートの実施(市事業)
- 2月 教育相談の実施 学校評価の実施 (いじめ防止基本方針の振り返り, 改善)
- 3月 今年度のまとめ及び次年度の取組案の作成(「いじめ防止基本方針」の見直し)

附則 本方針は平成26年4月1日に公布し, 同日より施行する。

本方針は平成27年4月1日に改正実施する。

本方針は平成31年4月1日に改正実施する。